

## 「いつでもどこでもAIガイド」システム構築・運用保守業務 実施要領

この要領は、本県が実施する「いつでもどこでもAIガイド」システム構築・運用保守業務の受託候補者を企画提案方式により、選定するため、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

「いつでもどこでもAIガイド」システム構築・運用保守業務

#### (2) 目的

県ホームページや県公式LINEアカウントから徳島県内に関する利用者からの様々な「問合せ」に対して、AI技術による自然言語処理により「最もふさわしい回答」を提案する多言語対応のシステムを徳島県（以下「本県」という。）が導入することにより、原則として24時間365日運用することで、県民等の利便性向上と問い合わせ対応業務の効率化を図り、行政システムの機能強化を実現することを目的とする。

#### (3) 内容

「いつでもどこでもAIガイドシステム構築・運用保守業務仕様書」のとおり

#### (4) 委託料上限額

金7,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 提案手続

#### (1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

①提案事項を的確に遂行できる能力を有するもの。

②法人及びその代表者が、次の事項に該当しないもの。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

オ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を滞納している者。

キ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。

a 成年被後見人又は被補佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

③官公庁等のAIチャットボットの導入実績（契約期間中であるものを含む。）があること。なお、実証実験や実証導入は実績には含まないものとする。

## （2）提案方法等

提案を希望する者（代表機関）は、次のとおり必要書類を提出すること。

①企画提案参加申請書等の提出

ア 企画提案参加申請書（様式第1号） 1部

イ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

②企画提案書等の提出

ア 企画提案書（様式第2号）及び提案内容を説明する資料（任意様式：A4サイズを基本とすること） 6部

イ 見積書（任意様式） 1部

ウ 会社概要及び事業実績（任意様式。既存のパンフレット等でも可） 6部

※ 企画提案参加申請書等を提出していない者は、企画提案書の提出はできない。

## （3）提出期間

①企画提案参加申請書等

令和6年4月9日（火）から令和6年4月18日（木）午後5時まで

②企画提案書等

令和6年4月9日（火）から令和6年4月22日（月）午後5時まで

## （4）提出方法

紙媒体は持参又は郵送により、電子媒体は電子メール等により、「8 提出先及び問合せ先」へ提出すること。

郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

また、電子メールの容量が5メガバイトを超える場合は、提出前に「8 提出先及び問合せ先」に連絡すること。

## （5）提出に関する留意点

①参加者は、企画提案書の提出をもって本要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

②企画提案書は1者につき1提案とする。

③企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

- ④提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤提出された企画提案書等は、県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則として、当該書類を無効とする。
  - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
  - イ 虚偽の内容が記載されている場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 本要領及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

### 3 提出期限及びスケジュール

内 容	日 時 ・ 期 間
募集開始	令和6年4月 9日（火）
質問受付期間	令和6年4月 9日（火）から 令和6年4月15日（月）午後5時まで
①企画提案参加申請書等提出期限	令和6年4月18日（木）午後5時必着
②企画提案書等提出期限	令和6年4月22日（月）午後5時必着
審査結果、選定事業者の決定	令和6年5月上旬（予定）
契約締結	令和6年5月中旬（予定）

### 4 質問の受付

#### （1）質問方法

質問書（様式第3号）に記入の上、「**8 提出先及び問合せ先**」あてに電子メールで提出すること。面談、電話又はFAXでの質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「いつでもどこでもAIガイドシステム構築・運用保守業務プロポーザルに関する質問」とすること。

#### （2）受付期間

令和6年4月9日（火）から令和6年4月15日（月）午後5時まで  
※期限後の質問は一切受け付けない。

#### （3）回答方法

令和6年4月16日（火）までに、質問者及び回答日時点企画提案参加申請書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。  
また、徳島県ホームページ上に当該回答内容を公表する。

#### （4）留意事項

他の応募事業者に関する質問には一切応じない。

## **5 参加辞退**

企画提案参加申請書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により、令和6年4月22日（月）午後5時までに提出すること。

## **6 受託候補者の選定及び採択**

### **（1）選定方法**

外部委員を含めた選定委員会により、受託候補者を選定する。評価は書類審査により行う。なお、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施することがある。プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、参加者に対し、徳島県から別途通知する。また、評価に際し、参加者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

また、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、総合的に評価して受託候補者としての適否を判断する。

### **（2）評価基準**

受託候補者の選定に当たっては、別紙「提案内容評価項目」のとおりとする。

なお、評価項目に掲げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げるものではない。

### **（3）提案内容の確認・採択・修正**

徳島県は、受託候補者を選定した後、受託候補者に提案内容の遂行に支障がないかどうか確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、全ての参加者に書面で通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに徳島県と受託候補者との間で調整の上、修正等を行うことがある。

なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議、申立ては受け付けない。

また、提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、受託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

## **7 契約方法**

### **（1）委託契約の締結**

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と受託候補者が協議を行い、決定する。

なお、この協議の際に企画提案の一部を変更することがあり、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。

また、県と受託候補者との間で契約条件が合致せず、委託契約の締結ができない場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(2) 契約の形態

県と採択された事業者の代表者が契約を締結することを原則とする。

(3) 契約書について

契約書は徳島県の委託契約書様式による。

**8 提出先及び問合せ先**

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部県民ふれあい課広報・広聴担当

TEL : 088-621-2096

FAX : 088-621-2862

E-mail : kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp